提出書類チェックリスト３（認定変更申請〈中小企業型〉）（１面）

1 変更内容にあわせて、別添「提出書類説明資料（３）事業所等に変更があった場合の提出書類」を参照し、以下の提出書類をご準備ください。

2 各書類に誤りがないことを確認してください。この際、確認欄をご活用いただき、必要書類に不足がないことを確認してください。

3 認定変更申請（増額申請・減額申請）と同時に行う場合に同一の書類を提出している場合は、重複して提出する必要はございません。

4 申請書類の全てについて、インクが消えるボールペンなど文字が消える筆記用具を使用しないでください。また、記入した内容を訂正する場合は、二重線を引いて訂正してください。修正液・修正テープは使用しないでください。

０　申請に係る共通書類

必須○	必要な場合△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○		提出書類チェックリスト３（認定変更申請＜中小企業型＞）（本紙）		☐	可 ・ 否
○		事業計画認定変更申請書　（※）	（★）※代理人がいる場合	☐	可 ・ 否
○		事業計画書		☐	可 ・ 否
	△	委任状	★	☐	可 ・ 否

（※）支給申請兼実績報告と同時に行う場合は、「支給申請兼実績報告書（別紙様式第６号）」と読み替えてください。

１　事業所の移転

必須○	必要な場合△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
	△	預金通帳又は当座勘定照合表等の写し		☐	可 ・ 否
	△	【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【個人事業主】事業主の住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、３か月以内に発行のもの）	★	☐	可 ・ 否
○		移転先の事業所が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し		☐	可 ・ 否
	△	雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控の写し		☐	可 ・ 否
○		対象労働者の就業場所の変更を確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）の写し		☐	可 ・ 否
○		事業所の写真又はパンフレット等		☐	可 ・ 否

（次頁もご確認ください。）

提出書類チェックリスト３（認定変更申請〈中小企業型〉）（２面）

２　法人成り

必須○	場合必要な△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○		預金通帳又は当座勘定照合表等の写し		☐	可 ・ 否
○		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	★	☐	可 ・ 否
○		税務署に提出した個人事業の廃業届出書の写し（税務署の受付印があるものに限る。）		☐	可 ・ 否
○		新たに設立した法人が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し		☐	可 ・ 否
○		雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控の写し		☐	可 ・ 否
	△	社会保険被保険者資格取得を証する書類　又は 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書		☐	可 ・ 否
○		法人成り後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）の写し		☐	可 ・ 否

３　個人事業主の変更　（事業の承継）

必須○	場合必要な△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○		預金通帳又は当座勘定照合表等の写し		☐	可 ・ 否
○		事業主の住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、３か月以内に発行のもの）	★	☐	可 ・ 否
○		税務署に提出した個人事業の廃業届出書の写し（旧事業主）（税務署の受付印があるものに限る。）		☐	可 ・ 否
○		税務署に提出した個人事業の開業届出書の写し（新事業主）（税務署の受付印があるものに限る。）		☐	可 ・ 否
○		承継した個人事業主が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し		☐	可 ・ 否
○		雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控の写し		☐	可 ・ 否
○		個人事業主の変更後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）の写し		☐	可 ・ 否

４　合併契約

必須○	場合必要な△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○		預金通帳又は当座勘定照合表等の写し		☐	可 ・ 否
○		存続会社及び解散会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	★	☐	可 ・ 否
○		合併契約書の写し		☐	可 ・ 否
○		新たに設立した法人が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し		☐	可 ・ 否
○		雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控の写し		☐	可 ・ 否
○		合併契約後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）の写し		☐	可 ・ 否

５　雇用保険適用事業所番号の変更

必須○	場合必要な△	提出書類	オンライン申請の場合後日郵送提出	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○		雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控の写し		☐	可 ・ 否